

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| ○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課） | 1 |
| ○ 兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則（公園緑地課） | 2 |

公布された法令のあらまし

●兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第37号）

第8次兵庫県職業能力開発計画に基づき、新規学卒者をはじめ離転職者、フリーター等の多様な主体の訓練ニーズや企業側の人材ニーズに対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫県立神戸高等技術専門学院及び兵庫県立姫路高等技術専門学院の訓練科目について次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 兵庫県立神戸高等技術専門学院

- (1) 普通課程の製版科及びメカトロニクス科を廃止する。
- (2) 短期課程の機械CAD科及びデジタル画像処理科（DTP科）を新設する。

2 兵庫県立姫路高等技術専門学院

- (1) 普通課程の溶接科、木造建築科及び金属塗装科を廃止する。
- (2) 短期課程の溶接専科、機械加工科実習・座学連携型、木造建築専科、金属塗装専科及びOA事務科実習・座学連携型を新設する。
- (3) 短期課程の機械製図科の定員を20人（現行30人）とする。
- (4) その他規定の整備を行う。

●兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則（規則第38号）

兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立淡路景観園芸学校の景観園芸専門課程における修業に関する規定を削除することに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、溶接科、木造建築科及び金属塗装科」を削る。

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款普通課程の項製版科の目及びメカトロニクス科の目を削り、同款短期課程の項機械加工技術科の目の次に次のように加える。

| | | |
|--------|----|-----|
| 機械CAD科 | 1年 | 20人 |
|--------|----|-----|

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款短期課程の項印刷加工科の目の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------|----|-----|
| デジタル画像処理科（DTP科） | 1年 | 20人 |
|-----------------|----|-----|

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款普通課程の項を削り、同款短期課程の項金属加工技術科の目の次に次のように加える。

| | | |
|------|----|-----|
| 溶接専科 | 1年 | 15人 |
|------|----|-----|

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款短期課程の項機械製図科の目中「30人」を「20人」に改め、同目の次に次のように加える。

| | | |
|---------------|----|-----|
| 機械加工科実習・座学連携型 | 1年 | 10人 |
|---------------|----|-----|

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款短期課程の項建築施工技術科の目の次に次のように加える。

| | | |
|--------|----|-----|
| 木造建築専科 | 1年 | 15人 |
|--------|----|-----|

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款短期課程の項塗装技術科の目の次に次のように加える。

| | | |
|--------|----|-----|
| 金属塗装専科 | 1年 | 15人 |
|--------|----|-----|

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款短期課程の項OA事務科の目を次のように改める。

| | | |
|-------|----|-----------------------------|
| OA事務科 | 6月 | 20人（入校の時期が4月である場合にあっては、10人） |
|-------|----|-----------------------------|

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款短期課程の項に次のように加える。

| | | |
|---------------|----|-----|
| OA事務科実習・座学連携型 | 1年 | 10人 |
|---------------|----|-----|

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第38号

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（景観園芸専門課程における修業）

第2条 景観園芸専門課程の定員、授業科目、学期、入学の手続その他同課程における修業について必要な事項は、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科（以下「緑環境景観マネジメント研究科」という。）に関する規則又は学則の定めるところによる。

第3条から第18条までを削る。

第19条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、景観園芸専門研修及び景観園芸特別研修を行うこととしたときは、その都度、その内容、定員等を知事が定めて告示する。

第19条第2項中「様式第9号」を「様式第1号」に改め、同条第4項中「研修の内容、時間、研修料の納入方法」を「前3項に定めるもののほか」に、「学校長」を「学校の長（以下「学校長」という。）」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（研修料の納入）

第4条 条例第5条の許可を受けた者は、毎月分の研修料をその月の末日までに納めなければならない。

2 研修料は、前項の規定にかかわらず、知事が定める月数分を取りまとめて納入することができる。この場合において、研修料は、知事が指定する月の末日までに納めなければならない。

（研修料の免除）

第5条 条例第8条の規定により、知事が特別の理由があると認めて研修料の全部又は一部を免除することが

できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属している者
 - (2) 経済的事情により研修料の負担が著しく困難な者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者
- 2 研修料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が指定する日までに、研修料免除申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、学校長を経て知事に提出し、その承認を得なければならない。
- (1) 前項第1号に該当する者 福祉に関する事務所の長の証明書
 - (2) 前項第2号に該当する者 申請者及びその家族の前年分の所得についての市区町村長の証明書、源泉徴収票又は収入状況を明らかにする書類その他知事が必要と認める書類
 - (3) 前項第3号に該当する者 知事が必要と認める書類
- 3 学校長は、前項の規定により研修料免除申請書の提出を受けたときは、必要な事項を調査し、意見書を添えて、これを知事に送付するものとする。
- 4 研修料の免除を受けている者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を学校長を経て知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、前項の規定による届出があったとき、又は研修料を免除する理由が消滅したと認めるときは、その免除を取り消すものとする。
- 6 知事は、第2項の規定による申請について虚偽の事実が判明したときは、研修料の免除を承認した日にさかのぼってその免除を取り消すものとする。

第20条を削る。

第21条第2項中「学年」を「緑環境景観マネジメント研究科である景観園芸専門課程の学生」に改め、同条を第6条とする。

第22条第3項中「、公開講座受講料の納入方法」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（公開講座受講料の納入）

第8条 前条第2項に規定する公開講座を受講しようとする者は、当該公開講座の実施前において知事が指定する日までに公開講座受講料を納めなければならない。

（公開講座受講料の免除）

第9条 第5条の規定は、公開講座受講料の免除について準用する。

第23条を第10条とする。

様式第1号から様式第8号までを削る。

様式第9号中「第19条」を「第3条」に改め、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第5条、第9条関係）

研修料（公開講座受講料）免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

氏名 ㊟

研修料（公開講座受講料）の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 免除を受けようとする理由
- 2 免除を受けようとする研修料（公開講座受講料）の額
- 3 免除を受けようとする期間

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門課程に在籍する者については、改正前の兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則第2条から第6条まで、第11条から第16条まで、第17条第1項から第5項まで、第18条及び第21条第2項の規定は、なおその効力を有する。